【II-3 医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践に資する取組の推進II(III)】

① 勤務医の負担軽減の取組の推進

第1 基本的な考え方

勤務医の負担軽減の取組を推進する観点から、手術及び処置に係る時間外加算 1 等の要件を見直す。

第2 具体的な内容

手術及び処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の要件について、手術前日の当直回数に加え、連続当直の回数に係る制限を追加するとともに、診療科全体における当直回数から、医師1人当たりの当直回数に規制範囲を変更する。また、当直等を行った日の記録に係る事務負担の軽減を行う。

改定案

【時間外加算 1 (処置・手術通則)】 [施設基準]

- 6 当該加算を算定している全ての 診療科において、予定手術前日にお ける医師の当直や夜勤に対する配 慮として、次のいずれも実施してい ること。
- (2) <u>以下のア及びイの事項について</u> 記録していること。
 - ア 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手について、その手術の前日の夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下、同様とする。)に当直、夜勤及び緊急呼出し当番(以下「当直等」という。)を行った者がある場合は、該当する手術と当直等を行った日
 - イ 当該加算を算定している全て の診療科において2日以上連続 で夜勤時間帯に当直を行った者 がある場合は、該当する当直を行

現 行

【時間外加算 1 (処置・手術通則)】 [施設基準]

- 6 当該加算を算定している全ての 診療科において、予定手術前日にお ける医師の当直や夜勤に対する配 慮として、次のいずれも実施してい ること。
- (2) 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手について、その手術の前日の夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以び以び高呼出し当番(以下「当直等」という。)を行っている者があるか確認し、当直等を行った者がある場合は、該当する手術と当直等を行った者がある場合に、当該記録について、毎年1月から12月までのものを作成し、少なくとも5年間保管していること。

った日

- (3) (2) <u>のア</u>の当直等を行った日が、 それぞれについて届出を行ってい る診療科<u>の各医師について年間4</u> 日以内であり、かつ、(2) のイの2 日以上連続で当直を行った回数が、 それぞれについて届出を行ってい る診療科の各医師について年間4 回以内であること。ただし、緊急呼 出し当番を行う者について、当番日 の夜勤時間帯に当該保険医療機関 内で診療を行わなかった場合は、翌 日の予定手術に係る術者及び第一 助手となっていても、(2) のアの当 直等を行った日には数えない。
- 9 届出に関する事項
- (4) 令和4年3月31日時点で時間外加算1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、6の(2)のイ及び(3)の基準を満たしているものとする。
- ※ 休日加算1及び深夜加算1についても同様。

- (3) (2) の当直等を行った日が、それぞれについて届出を行っている診療科全体で年間12日以内(ただし、当直医師を毎日6人以上(集中治療室等に勤務する医師を除く。)配置する保険医療機関が、全ての診療科について届出を行う場合にあっては年間24日以内)であること。ただし、緊急呼出し当番を行う者について、当番日の夜勤時間帯に当該保険医療機関内で診療を行わなかった場合は、翌日の予定手術に係る術者及び第一助手となっていても、当該日数には数えない。
- 9 届出に関する事項 (新設)